

15のいす

—柔らかな司法—

最高裁判所判事

菅野博之



日本の民事裁判では、形式的に考えれば結論の明らかな事件であっても、「しかし、そうではあるけれど・・・」などと争いが続くことも多い。例えば、これこれの事情があるから仕方がないとか、この結論はひどすぎるとか、様々な主張がされることがある。裁判官も、一見、明らかな事案ではないかと思っても、場合によっては慎重な審理をしたり、時には種々の事情を斟酌して柔軟な認定判断をすることがある。その理由は単純ではないが、一つには、裁判所に対するニーズないし期待というものがあるのではなかろうか。日本では、裁判は、勝ち負けを競うというよりも、とにかく適正公平な解決を求めるという傾向がある。また、法廷や和解室でよく思ったのは、法律論を言っても中々納得してもらえず、むしろ常識や条理といった方向からの説得が好まれ、人同士の理解や共感を重視するということである。実質的な柔軟な判断をというのには、ある程度国民一般のニーズと思われる。そのため、私は、このような日本の裁判を「柔



らかな司法」と呼んできた。

私は、民事裁判は、基本的には、相対主義的な認定判断にすぎず、迅速さが重要な手続と考えている。しかし、それをそのまま徹底するというのではなく、公平適切な紛争処理のための実質的判断を含む複眼的な思考に努めてき

た。そのためにも、各当事者の立場に立った見方をし、批判のみではなく共感できる部分を探すことに留意して、できるだけ納得を得られる解決を目指すべく腐心してきたつもりである。しかし、私はこう思う、私はこうしたいという信念のみで裁判をすることは、決して許されるべきではない。柔らかな司法とは言うても、それは、ルールをどう活用できるか、法治の枠内でどう理屈を立て

得るのかを考え抜かねばならない。まして、最高裁は、最終審として、裁判例の統一をしなければならず、予測可能性を与える一般的判断をすることが職責である。それでも、多方向からの検討に努めているつもりではあるが、地裁等にいたとき以上に、柔らかな司法の実現に苦しみながら日々過ごしている次第である。

(かんの・ひろゆき)